

リサイクル推進室

1. 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の推進について

平成 29 年 4 月から実施している東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたリサイクル金属を用いるプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）において、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指している。

具体的には、各自治体、全国の郵便局及び商工会議所・商工会等に対する回収ボックスの設置や全国各地のイベントでの本プロジェクトのPR・小型家電回収を実施しており、各自治体との連携をより一層加速させていく予定である。

平成 30 年 5 月末日時点においては、本プロジェクトに参加する市町村数は全国 1,741 のうち 1,400 市町村となり、約 8 割の市町村が参加して東京 2020 大会への機運醸成が図られているところである。

本プロジェクトにおけるメダル製作に必要な原材料を確保するために、未参加自治体の呼びかけや参加自治体の更なる取り組み促進が必要である。環境、スポーツイベント等にて本プロジェクトのPRが可能であれば、環境省も積極的にサポートさせていただくので貴管下市町村への周知を引き続きお願いしたい（＜参考資料＞の写真は、各自治体でのイベントに環境省が支援させていただいたものも含む。）。

< 参考資料 >

日本全国でのイベント状況

日本全国でのイベントの様子



【高知県 高知市】



【熊本県 芦本市】



【東京都 千代田区】



【新潟県 佐渡市】

都市鉱山メダル連携委員会自治体加入状況 (2018年5月現在)

都道府県 番号	都道府県	市町村数	参加数	参加率	都道府県 番号	都道府県	市町村数	参加数	参加率
1	北海道	179	106	59.2%	25	滋賀県	19	19	100.0%
2	青森県	40	37	92.5%	26	京都府	26	20	76.9%
3	岩手県	33	32	97.0%	27	大阪府	43	34	79.1%
4	宮城県	35	28	80.0%	28	兵庫県	41	34	82.9%
5	秋田県	25	17	68.0%	29	奈良県	39	25	64.1%
6	山形県	35	35	100.0%	30	和歌山県	30	30	100.0%
7	福島県	59	25	42.4%	31	鳥取県	19	18	94.7%
8	茨城県	44	44	100.0%	32	島根県	19	8	42.1%
9	栃木県	25	25	100.0%	33	岡山県	27	25	92.6%
10	群馬県	35	27	77.1%	34	広島県	23	13	56.5%
11	埼玉県	63	58	92.1%	35	山口県	19	19	100.0%
12	千葉県	54	45	83.3%	36	徳島県	24	20	83.3%
13	東京都	62	56	90.3%	37	香川県	17	17	100.0%
14	神奈川県	33	29	87.9%	38	愛媛県	20	20	100.0%
15	新潟県	30	18	60.0%	39	高知県	34	34	100.0%
16	富山県	15	15	100.0%	40	福岡県	60	47	78.3%
17	石川県	19	19	100.0%	41	佐賀県	20	20	100.0%
18	福井県	17	17	100.0%	42	長崎県	21	20	95.2%
19	山梨県	27	19	70.4%	43	熊本県	45	45	100.0%
20	長野県	77	47	61.0%	44	大分県	18	16	88.9%
21	岐阜県	42	39	92.9%	45	宮崎県	26	13	50.0%
22	静岡県	35	28	80.0%	46	鹿児島県	43	43	100.0%
23	愛知県	54	54	100.0%	47	沖縄県	41	15	36.6%
24	三重県	29	25	86.2%					
	全国		1,741	1,400				80.4%	

配布可能な支援ツール

配布可能な支援ツールについて：お届けできる場合も有りますのでご相談ください。



2. 容器包装リサイクル法について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化等の連携協働の取組で進展してきた。

平成28年度の市町村の分別収集の実施率（全市町村に対する分別収集実施市町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器で9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は65.5%、紙製容器包装は38.6%だった。分別収集量については、近年、おおむね横ばいとなっている。

また、市民に対する普及啓発や破袋機の追加投資等、分別収集実施市町村による取組により、分別基準適合物の品質が向上しており、近年では容器包装比率が90%以上の市町村が全体の95%以上だった。

合理化拠出金制度は平成20年度から施行され、平成28年度までに合計で407億円が特定事業者から市町村へ支払われた。平成20年度には95億円が市町村に対して支払われたが、平成28年度の拠出額は25億円となり、合理化拠出金の規模が縮小している。

平成28年5月に容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合で取りまとめられ、今後、我が国の容器包装リサイクル制度が、環境負荷低減と社会全体のコストの低減を図りながら、資源価格の変動に対する強靱性や、持続性を高めていくため、各種課題の解決や、消費者、自治体、特定事業者、リサイクル事業者の連携協働による3Rの更なる推進に取り組んでいくことが求められている。

容器包装の3Rを一層積極的に推進いただくとともに、貴管下の市町村に対し、容器包装リサイクル制度への積極的な参加・活用を促していただきたい。

<参考資料>

報道発表「平成28年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

<http://www.env.go.jp/press/105234.html>

報道発表「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」（中央環境審議会意見具申）について

<http://www.env.go.jp/press/102624.html>

(1) 社会全体のコストの低減・プラスチックリサイクルの推進

プラスチック製容器包装をはじめとする容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に係る負担が大きいとの意見が見られ、循環型社会形成推進基本法の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則（同法第7条）の順位で上位にある3Rの取組が優先されるべきところ、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管をやめる自治体が一部出てきていることは憂慮すべき状況にある。

また、第4次循環型社会形成推進基本計画が平成30年6月19日に閣議決定され、「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれているところである。この「プラスチック資源循環戦略」は、資源・廃棄物制約、海洋ごみ問題、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応するため、具体的には、使い捨て容器包装などのリデュースや使用済みプラスチックの徹底的かつ効率的な再生利用等について検討し、できる限り早期に策定する予定である。

第4次循環型社会形成推進基本計画案

－ライフサイクル全体での徹底的な資源循環（プラスチック）抜粋－

循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

- プラスチックについては、マイバグの徹底やワンウェイの容器包装の削減等により排出抑制が最大限図られるとともに、リユースカップ等のリユースも推進されている。使用済みものについてはポイ捨て・不法投棄により美観を損ねたり、海洋等に流出してマイクロプラスチック化したりするなど環境に悪影響を与えることなく適正に排出され、質の高い再生利用が行われるとともに、再生材は市場での需要が多く高く売却され、繰り返し循環利用がされている。
- また、焼却せざるを得ないプラスチックを始めとして、バイオマス由来のプラスチックの使用が進み、焼却される場合も確実に熱回収されている。さらに、農業用シート、食品廃棄物の収集袋など、分解が望ましい用途については、生分解性のプラスチックが使用されている。
- こうした取組を通じて、プラスチックの3Rとともに温室効果ガスの排出削減、化石資源への依存度低減、海洋環境等への影響低減等が図られるとともに、資源循環産業等が活性化されている。

国の取組

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済みプラスチック資源の徹底的かつ効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

環境省においては、一般廃棄物会計に基づくアンケート調査に着手しており、全国の市町村の分別収集・選別保管費用の最新状況を把握し、必要な情報提供を行っていく予定である。

また、平成29年度に、全国7地域において容器包装と製品プラスチックの一括回収・選別合理化の実証研究を実施しており、資源回収量の増大、資源としての品質向上、社会全体のコスト低減等の効果検証を行ったところであり、その結果を踏まえ必要な検討を行っていく。

以上の状況も踏まえ、各都道府県等におかれては、分別収集を実施している市町村においては引き続き分別収集を継続するとともに、分別収集を実施していない市町村においては分別収集を検討実施するよう、周知・指導願いたい。

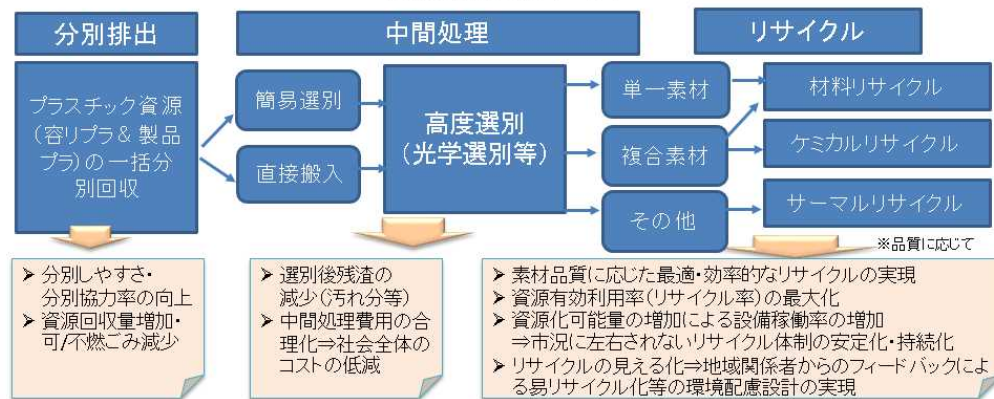
平成29年度プラスチック資源一括回収実証事業の概要

我が国が世界に誇るべき国民の分別協力や関係者による連携協力の体制を最大限生かし、

- ①家庭から排出される容器包装以外も含めたプラスチックの素材別一括分別回収
- ②残渣を極力発生させない社会効率的な選別
- ③分別水準に応じたリサイクル手法の最適な組み合わせ

などにより、回収可能な資源を全て余すことなくできる限り繰り返し循環利用することを効果的・社会効率的に実現するリサイクルシステムの検証・確立

事業の基本スキーム



87

（２）ペットボトルリサイクルの推進

市町村により分別収集されたペットボトルについては、指定法人への円滑な引渡しを促進することが必要であり、また、いわゆる独自処理をする場合であっても、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認するとともに、処理状況等について住民への情報提供に努める必要があることを容器包装リサイクル法の基本方針に定めている。

また、昨年12月31日から、中国でペットボトルを含めた生活由来の廃プラスチック等の廃棄物の輸入が禁止された。この輸入禁止措置により、市町村が分別収集した廃ペットボトルの引取価格にも影響が生じることが懸念される。

このため、市況に関わらず確実に再商品化が実施できる指定法人ルートを最大限活用するよう、これまで指定法人に引き渡している市町村においては引渡しを継続するとともに、独自処理されていた市町村においては指定法人への引渡しを検討実施いただく旨、平成29年11月1日付で市長村宛に通知した。

さらに、平成29年1月に実施した使用済みペットボトルリサイクルに係る実態調査や同年7月に行ったペットボトルリサイクル制度についての照会等の結果を踏まえ、指定法人ルートの優位性について市町村の理解を促しつつ、指定法人ルートの魅力を高め、制度の利用を促すため、市町村の意向を反映で

きる入札制度の在り方を検討し、最速で平成 31 年以降の導入を念頭に検討を進めることとなった。加えて、指定法人の業務の総点検を実施し、随時必要な改善を図ることとしている。

以上を踏まえ、各市町村が指定法人ルートを最大限活用し、ペットボトルの持続的国内循環が地域の理解の下で一層促進されるよう、周知・指導願いたい。

指定法人ルートの優位性		
	指定法人ルート	独自処理
安定継続性	◎ 事業撤退等の理由で再商品化事業者が年度途中で引取を拒否した場合、容リ協が入札により別の再商品化事業者を選定	△ 事業撤退等の理由で再商品化事業者が年度途中で引取を拒否した場合、市町村が独自に事業者を探す必要あり
適正処理	◎ 引き取ってから3月以内に再商品化されることが担保されている	△ 事業者が適正に再商品化を行っているが市町村自ら確認する必要あり
国内循環	◎ 国内での再商品化が担保されている	△ 国内で再商品化を行っているが市町村自ら確認する必要あり

今後の進め方	
○今後、環境省、経済産業省、容リ協において、引き続き関係者の意見を聞きつつ、市町村に対し、どのような希望を選択するか聴取した上で、それを踏まえたシミュレーションを行うことなどにより、 制度の詳細設計を検討していく。	
○また、検討に当たっては、システム改修費用や運用コストが必要最小限となるよう留意する。	
○導入時期は、中国の輸入規制の影響を見つつ、 最速で平成31年度以降の導入を念頭 に検討を進める。	

< 参考資料 >

ペットボトルリサイクルの在り方検討会(平成 29 年度)

<http://www.icpra.or.jp/recycle/study/tabid/914/index.php>

(3) 容器包装の 3 R 推進

ア. レジ袋等のリデュース

平成 29 年 1 月にレジ袋削減に係る全国を取組状況調査を実施し、各都道府県・市町村のレジ袋削減の最新の取組状況を確認したところ(調査結果については、必要に応じて環境省まで問い合わせ願いたい)。今後、本調査結果等を基に、地域の優良事例集を策定・周知する予定であり、こうした情報を活用しつつ、レジ袋等のリデュースの一層の推進をお願いしたい。

イ. リユース容器の利用促進

効果的な広報、普及を進め、利用促進を図っていくため、環境省では「マイボトル・マイカップキャンペーン」を立ち上げており、今後も貴管下市町村、関係企業、団体等への情報提供等、普及啓発への御協力をお願いしたい。

また、国においては会議で提供される飲料容器についてリユース容器の使用をグリーン購入法基本方針に位置づけ、会議やイベント等での積極的な活

用を行っており、貴都道府県及び管下市町村におかれても同様にリユース容器の利用促進をお願いしたい。

<参考資料>

マイボトル・マイカップキャンペーン Web サイト

http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b_3_mybottle_mycup/mybottle/index.html

グリーン購入について

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

ウ. 容器包装 3 R 普及啓発

容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行う「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3 R 推進マイスター）」は、第 6 期目となり、現在 83 名を環境大臣が委嘱している。貴都道府県等及び管下市町村におかれては、シンポジウム、講演等の普及啓発事業での 3 R 推進マイスターの積極的な活用をお願いしたい。また、その他多様な者に 3 R 意識を高めるための諸施策について、引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

3 R 推進マイスターのホームページ

http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b_1_meister/index.html

3. 家電リサイクル法について

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

平成 29 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,189 万台（前年度比約 6.1%増）であった。前年度に比べ引取台数が増加した要因を明確に特定することは困難であるが、平成 29 年 7 月に中国が固体廃棄物輸入管理制度の改革案を公表し、同年末から一部廃棄物の輸入を禁止したことにより、不正輸出が減り、その分指定引取場所に持ち込まれた件数が増えたこと等も主たる要因の一つではないかと推測される。

また、平成 27 年度から、ブラウン管式テレビを除く品目の再商品化等基準が、エアコン 80%、液晶・プラズマテレビ 74%、冷蔵庫・冷凍庫 70%、洗濯機・衣類乾燥機 82%となっており、平成 29 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 92%、ブラウン管式テレビ 73%、液晶・プラズマテレビ 88%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 90%であった。再商品化の実績は家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っており、過去 3 年の実績においても高い水準で推移している。

また、製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49%であった回収率を平成 30 年度までに 56%以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、取り組んでいるところである。

平成 28 年度の回収率は 50.7%と、平成 25 年度から増加したものの平成 27 年度実績からは減少しているため、目標達成にはまだ改善が必要であり、貴都道府県におかれては、アクションプランに基づき、回収率目標達成に向けた取組を進めていただきたい。

また、リサイクル料金の費用負担方式については、今後の見直しにおける参考とするべく、諸外国における廃電子電気機器のリサイクル制度について、現状と課題について調査を行っている。

<参考資料>

平成 29 年度における家電リサイクル実績について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/105550.html>

（２）小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電４品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要があるが、家電リサイクル法施行後 17 年が経過している現在においても、義務外品の回収体制を構築済みの市区町村は全体の 5 割程度に過ぎず、また、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成 27 年 3 月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

また、平成 28 年 1 月に改正した、廃棄物処理法の基本方針においても、「小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、（中略）平成三十九年度までに、百パーセントまで増大させる。」と規定された。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

<参考> 人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況

	義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数 (件)	859 (970)	1,741 (1,730)	49.3% (56.1%)
政令市	19 (17)	20 (20)	95.0% (80.0%)
中核市	39 (36)	48 (45)	81.3% (80.0%)
特例市	31 (30)	36 (39)	86.1% (76.9%)
一般市			
15万人以上	46 (41)	57 (56)	80.7% (73.2%)
10万人以上15万人未満	77 (83)	102 (101)	75.5% (82.2%)
10万人未満	301 (341)	528 (528)	57.0% (64.6%)
特別区	23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)
町			
1万人以上	195 (207)	423 (420)	46.1% (49.3%)
村			
1万人未満	128 (192)	504 (498)	25.4% (38.6%)
人口 (万人)	9,984 (9,794)	12,763 (12,709)	78.2% (77.1%)

(3) 不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な廃棄物回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な廃棄物回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度、違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施（全国4箇所で開催）した。今年度も、全国3箇所にて開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。また、雑品スクラップの保管等による生活環境への影響を防止するための有害使用済機器対策等の新設等を内容とする廃棄物処理法、バーゼル法の改正法については、昨年6月16日に公布されたところであり、本年4月1日より順次施行されている（改正法の詳細については、P. 203「(1) ④有害使用済機器の保管・処分に対する規制」を参照のこと）。

(4) 不法投棄・離島対策等の状況について

平成 28 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが 900 台（構成比 1.5%）、ブラウン管式テレビが 33,600 台（同 53.9%）、液晶・プラズマテレビが 6,200 台（同 9.9%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 14,600 台（同 23.3%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 7,000 台（同 11.3%）で、4 品目合計では 62,300 台（前年度と比較して約 10.6%減）となった。

<参考資料>

平成 28 年度廃家電の不法投棄等の状況について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/105058.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、平成 32 年度まで延長して実施されることとなっており、平成 30 年度分の公募結果については、家電製品協会の HP で公開されている。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会 HP）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

(5) 家電 4 品目を取り扱う廃棄物処分業者の実態把握

家電 4 品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成 11 年 6 月厚生省告示第 148 号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電リサイクル法に規定されている、製造業者等が達成すべき再商品化等基準については、平成 27 年 4 月 1 日に引上げを行ったところであるが、廃棄物処分許可業者においても、この基準を達成することが望ましい。さらに、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、

部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電 4 品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

- ・再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進について
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>
- ・再商品化率等ガイドラインの概要について
http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

4. 小型家電リサイクル法について

(1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成25年4月1日に施行され、5年が経過したところである。

使用済小型家電の回収量については、年々増加し、平成27年度には6万7千トンまで伸びてきたが、平成28年度は6万8千トンと横ばいとなった。これは、小型家電リサイクル法に基づく基本方針における回収目標「平成30年度までに年間回収量14万トン」の約半分程度である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国1,741市町村(特別区含める)のうち、前回調査(28年4月1日時点)は1,327市町村(全市町村の76%)であったのに対し、今回調査(29年7月1日現在)では、1,412市町村(同81.1%)となるなど、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ 小型家電リサイクル法関係資料
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>
- ・ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第16回)資料
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y038-16.html>

(2) 回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では、平成24年度から平成27年度まで「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」を実施するなど、各市町村で小型家電リサイクルを実施する体制の構築を支援してきたところだが、今後は一人当たり回収量の向上を促進することが重要である。

このため、環境省では平成28年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施しており、本年度も実施を予定している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町

村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものである。支援事業等で得られた優良事例については、平成30年5月に「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

また、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、平成29年7月に全国の市町村に配布している。このツールを活用し、小型家電リサイクルの経済合理性を評価し、取組を促進するようお願いしたい。

さらに、市民への広報普及として、環境省では、「小型家電リサイクル回収ポータルサイト」を公開しており、全国の市町村の小型家電回収に係る情報を発信している。

<参考資料>

- ・環境省ホームページ小型家電リサイクル関係 市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

- ・環境省ホームページ小型家電リサイクル関係 市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

- ・小型家電リサイクル回収ポータルサイト

<http://kogatakaden.env.go.jp/>

(3) 小型家電リサイクルに関する教育の支援について

環境省では、学校教育で実際に活用できる資料教材である「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」の作成・配付等を実施している。小型家電リサイクルの社会への定着に向け、積極的なご活用をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ホームページ小型家電リサイクル関係 小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

(4) 個人情報保護対策の適切な実施について

使用済小型電子機器等の中には、個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取

り組んでいただきたい。

<参考資料>

- ・環境省ホームページ小型家電リサイクル関係 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf

(5) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」では、地元業者等により適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）として認定事業者と同等に契約を行うことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量等について、御確認いただく必要がある。詳細は、「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）を御参照いただきたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ホームページ小型家電リサイクル関係 市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

(6) 携帯電話、パソコンの回収促進について

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、

メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市区町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成 28 年 11 月 11 日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様にお願いした。

5. パソコン及び二次電池のリサイクルについて

(1) 資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており、現在、パソコン及び小形二次電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成15年10月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成15年10月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン3R推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成16年7月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

・一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ（自治体向け広告サンプル）

<http://www.pc3r.jp/home/pdf.html>

② 二次電池

小形二次電池については、製造等事業者が小形二次電池使用機器の製造等

事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収箱での回収を無償で行い、再資源化を実施している。

従来から小形二次電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待される所であり、都道府県においても、小形二次電池のリサイクル、とりわけ家庭からの小形二次電池の回収が円滑に進むよう、小形二次電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

<参考資料>

- ・小型充電式電池リサイクルのページ（有限責任中間法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

6. 食品廃棄物対策

※環境省のホームページで公開しているものについては、トップページから「政策分野一覧」⇒「廃棄物・リサイクル対策」⇒「各種リサイクル法」⇒「食品リサイクル関連」のページにて公開している。

(1) 食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

今般、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」について改定を行い、その中に、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標案（家庭から発生する食品ロスを 2030 年度までに半減）を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標については、「今後、食品リサイクル法の基本方針において設定」することを記載している。

これまでも、食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており、環境省では、以下に示す事業を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は、市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから、都道府県をはじめ自治体におかれては、地域の状況に応じて、食品ロス削減のため、地域の事業者等とも連携しつつ、きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきたい。

①食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約 646 万トン（平成 27 年度実績）あるとの推計を平成 30 年 4 月に公表した。

②「食品ロス削減全国大会」の開催

平成 29 年 10 月 30 日、31 日に、長野県松本市において、「第 1 回食品ロス削減全国大会～広がれ 30・10in まつもと～」（主催：松本市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※）を開催した。なお、今年は「第 1 回食品ロス削減全国大会」を 10 月 30 日に京都市において開催する。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会（平成 30 年 6 月現在で 47 都道府県 305 市区町村が参加）

③市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を、平成 30 年度までに 200 市町村に増大させる目標を設定した。環境省では、平成 29 年度より過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して、組成調査に対する財政的・技術的な支援を行うとともに、環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

④学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の 3 R の促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の 3 R 促進に関するモデル事業を平成 27 年度から開始し、平成 29 年度は宇治市及び甲府市において事業を実施した。

また、平成 29 年度には、3 年間のモデル事業の結果に基づいて、市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成し、環境省のホームページに公開した。自治体におかれては、必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

⑤「3010 運動」「すぐたべくん」などの自治体等と連携した普及啓発

環境省では、宴会での食べきりを促す 3010 運動の啓発のための三角柱ポップや、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促す際ためのキャラクター「すぐたべくん」の啓発資材といった、自治体や事業者等において活用可能な啓発資材をホームページにて提供している。

（2）食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対して、再生利用等

実施率や発生抑制の目標値を課している。

食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降、一定の成果が認められるが、未だ目標に達していない業態もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

①平成 28 年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間発生量 (千トン)	業種別 実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量							
			発生抑制	再生利用 (用途別仕向先)			熱回収	減量		
				飼料	肥料	その他				
食品製造業	16,167	95	95 (17,714千t)	13 (2,420千t)	81 (13,090千t)	62 (9,965千t)	15 (2,205千t)	4 (920千t)	3 (533千t)	10 (1,671千t)
食品卸売業	267	70	65 (228千t)	24 (83千t)	47 (126千t)	14 (38千t)	22 (58千t)	11 (31千t)	1 (3千t)	6 (16千t)
食品小売業	1,271	55	49 (751千t)	17 (261千t)	38 (482千t)	16 (205千t)	12 (152千t)	10 (125千t)	0 (1千t)	1 (7千t)
外食産業	1,994	50	23 (504千t)	7 (161千t)	14 (287千t)	3 (61千t)	5 (97千t)	6 (128千t)	0 (0千t)	3 (56千t)
食品産業計	19,700	—	85 (19,197千t)	13 (2,925千t)	71 (13,984千t)	52 (10,269千t)	13 (2,512千t)	6 (1,204千t)	3 (537千t)	9 (1,751千t)

②食品関連事業者の発生抑制の目標値

再生利用等実施率とは別に、食品廃棄物の発生抑制に関する目標についても定めており、食品に関連する全 75 業種のうち、31 業種に対して目標が定められている。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

③地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体におかれては、以下を活用しつつ、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

④食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。平成 28 年度分の定期報告データの集計結果については今年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

⑤養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
 - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

7. 自動車リサイクル法

(1) 施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)が平成17年1月から完全施行された。

ア. 使用済自動車の引取台数

平成23年度に自動車リサイクル法施行以降初めて300万台を下回ったが、平成24年度以降は例年並みに回復し、平成28年度は前年度から微減の310万台となった。

イ. 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破砕残さ(Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。)、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。平成28年度における再資源化の状況は、ASRについては97.3%~98.7%、エアバッグ類については93~94%であり、各社ともに基準(ASR:70%、エアバッグ類:85%)を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告(産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第45回合同会合議事要旨・資料)

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y033-45/mat05.pdf>

(2) 地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、無許可業者による解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めていただきたい。

また、平成 28 年度から、生活環境保全上の支障の調査や未然防止対策について支援する不法投棄・不適正保管対策モデル事業を進めているところ。当該モデル事業を積極的に活用していただき、不適正事案の解決につなげていただきたい。

(3) 不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、平成 29 年 3 月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成 17 年 1 月 1 日）前の約 22 万台（平成 16 年 9 月末）から約 0.48 万台（平成 28 年 3 月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり 100 台以上の大規模案件の件数及び台数については、全国で 450 件から 8 件、約 13 万台から約 0.14 万台へと大幅に減少しているものの、平成 27 年度比では全国で 6 件から 8 件に増加している。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第 105 条に基づき指定されている指定再資源化機関（(公財)自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第 106 条第 1 項第 34 号及び第 4 号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

平成 28 年度は、離島対策支援事業として 85 市町村に 21,873 台分の輸送経費として 100,000 千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったところだが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ 離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

- ・ 不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成24年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。調査では、将来排出推計、現時点における主な排出源や、太陽光パネルの性状について分析等を行っており、平成25年度より有識者等で構成される検討会において、リユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を経済産業省と連携して実施してきたところである。その結果をとりまとめ、平成27年度に「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめた。

その後、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を公表するとともに、本ガイドラインの周知を目的とした事務連絡を自治体向けに発出した。さらなる周知を図るため、平成29年10月には、関連事業者にも周知を行ったところ。

平成29年9月には総務省から「使用済パネルの回収・適正処理・リサイクルシステムの構築について、法整備も含め検討」との勧告をうけたところであり、これも踏まえ、今後も、使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

<参考資料>

- ・ 太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書
- ・ 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>
- ・ 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査<結果に基づく勧告>
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

9. リユースの推進について

(1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成を進めることとされている。

環境省においては、リユース促進のために、平成 22 年度からリユース促進事業研究会を設置し、検討を行ってきた。各年度の検討結果は、下記、参考資料のとおりである。適宜御参照いただきたい。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

(2) リユース業界の育成

リユース業界のコンプライアンス向上のために、リユース業界に係る法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

これまで、利用者が安心してリユース市場を活用できるよう、様々な取組を進めてきたところであるが、更なる信頼性の維持・向上が必要であり、平成 28 年度には、過去の研究会、ヒアリング等を元に、信頼性の維持・向上に向けた各団体・企業の取組を整理した。

<参考資料>

- ・リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

- ・リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

(3) 市町村におけるリユース手引きや過去のモデル事業

環境省では、市町村によるリユース取組を育成するため、平成23年度から平成26年度にかけて、地方自治体とリユース事業者や市民団体等が連携して実施するモデル事業を支援してきた。

平成27年度には、市町村による使用済製品等のリユースに関するモデル事業の成果や研究会の成果を踏まえ、全国の市町村へのリユースの展開・波及の観点から、市町村におけるリユースの取組方法やこれを実施・展開する際のポイント等を整理した、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を策定した。

市町村におけるリユース取組の促進のためにも、貴管内市町村に対し改めて周知をお願いしたい。

<参考資料>

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

(4) 事業者向けの手引きの策定

平成28年5月には、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた、「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を策定した。

貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

<参考資料>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

(5) 市民向けのリユースの普及啓発について

平成28年5月には、広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として、これまでに環境省が関係団体等の協力を得ながら実施してきた各種調査の成果をわかりやすく整理した、「リユース読本」を

策定した。

今後、環境省としては、「リユース読本」をはじめとして、これまでに作成した各種資料を用いて効果的な普及啓発を検討・実施していく。貴都道府県におかれても、「リユース読本」等の各種資料を御覧いただくとともに、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

10. 地方分権改革への各種リサイクル法の対応について

平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施された。この提案募集において、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から、各種リサイクル法の権限（指導・助言等）に係る提案が出された。その後、平成27年1月の閣議決定により、各種リサイクル法については、審議会において都道府県等に意見聴取を行い、国の関与の在り方を含めて、各種リサイクル法の的確な執行の在り方について検討することとなった。

同閣議決定に従い、平成27年10月1日に開催された第10回循環型社会部会において、提案団体から意見を聴取した結果、出席された委員の御意見等により「広域性・統一性の観点から権限委譲は困難だが、情報共有は進めるべき」との方針を得た。その結果を踏まえ、平成27年11月17日の循環型社会部会（懇談会）では、各種リサイクル法の情報共有体制の改善に向けて、対応方針を示し、同部会の了承を得た。そして、平成27年12月22日に下表のとおり地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定された。

昨年度までに、下表の対応方針に従い、情報共有体制の改善に向けて検討・取組を進め、概ね対応は終了している。周知・情報共有については、今後も、継続的に対応を行っていく。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）

法律	閣議決定文
資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48）	地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況（副産物発生量、取組事例等）に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）	容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。
特定家庭用機器再商品化法（平10法97）	再商品化等の認定（23条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。
食品循環資源の再生利	食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告（9条1項）につ

<p>用等の促進に関する法律（平 12 法 116）</p>	<p>いては、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平 19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令 3 号）を改正する。</p> <p>[措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）)]</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）</p>	<p>使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なりサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成 28 年度中に講ずる。</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平 24 法 57）</p>	<p>再資源化事業計画の認定（10 条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成 28 年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</p>

<参考資料>

- ・平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針(H27. 12. 22 閣議決定)
http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb27_honbun.pdf
- ・第 10 回循環型社会部会
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-10b.html>
- ・循環型社会部会（懇談会）
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-11b.html>

